



藤沢市分譲マンション耐震診断補助金交付制度

この制度は、地震に強い「安全・安心なまちづくり」を目指し、昭和56年5月以前に着工した分譲マンションの管理組合が実施する耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、市民の耐震化への取組を支援するものです。

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

※令和6年度から、下記（4）の割合が3分の2以上から2分の1以上に緩和されました。

<補助対象建築物>

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築工事に着手したものの。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地階を除く階数が2以上であること。
- (3) 住宅部分の床面積の合計が、住宅部分の床面積の合計と非住宅部分の床面積の合計の3分の2以上であること。
- (4) 対象建築物の区分所有者で自己又は1親等の親族の居住の用に供している者が2分の1以上であること。
- (5) 異なる区分所有者の住宅の戸数が、原則として6戸以上、かつ、1住戸あたりの床面積が40㎡以上あること。
- (6) マンションの管理組合の総会等で、予備診断又は本診断を行うことの決議がなされていること。

<補助対象者>

マンションの管理組合

<補助金額>

マンション管理組合に対して、予備診断と本診断のそれぞれ1回に限り、耐震診断に要する費用の一部を補助します。

●予備診断（第1次診断法）

耐震診断に要する費用の1/2かつ1棟あたり最大で15万円

●本診断（第2次診断法以上）

耐震診断に要する費用の1/2、かつ、延べ面積に応じて（※1）算定される額の1/2、又は1棟あたり最大で150万円のいずれか低い方

（※1）区分所有者に市税の滞納がある場合、補助金額が減額されます。

延べ面積1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡以内
延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡以内
延べ面積2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡以内

・耐震診断に要する費用に、改修計画作成費、建築設計費など補強工事の設計に関する費用は含みません。

（例）延べ面積2,500㎡の分譲マンションを320万円で耐震診断を行う場合

〈延べ面積区分による限度額算定〉

$(1,000\text{㎡} \times 3,670\text{円}) + (1,000\text{㎡} \times 1,570\text{円}) + (500\text{㎡} \times 1,050\text{円}) = 5,765,000\text{円} \Rightarrow 576.5\text{万円}$
 $576.5\text{万円} > 320\text{万円} \Rightarrow 320\text{万円} \times 1/2 = 160\text{万円} > \text{限度額} 150\text{万円}$

・・・補助金の額は150万円となります。

<受付窓口> 詳細につきましては、ご相談ください。

藤沢市 計画建築部建築指導課

建築指導課 耐震・住居表示・庶務担当

電話 0466-50-3540

○予備診断とは

(財)日本建築防災協会の各既存建築物の耐震診断基準に定める第1次診断法と同等と認められる診断で、建築物の耐震性を簡易に評価し、本診断の必要性の有無を判断する方法とします。

Is ≥ 0.8 「安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）」

Is < 0.8 「疑問あり」

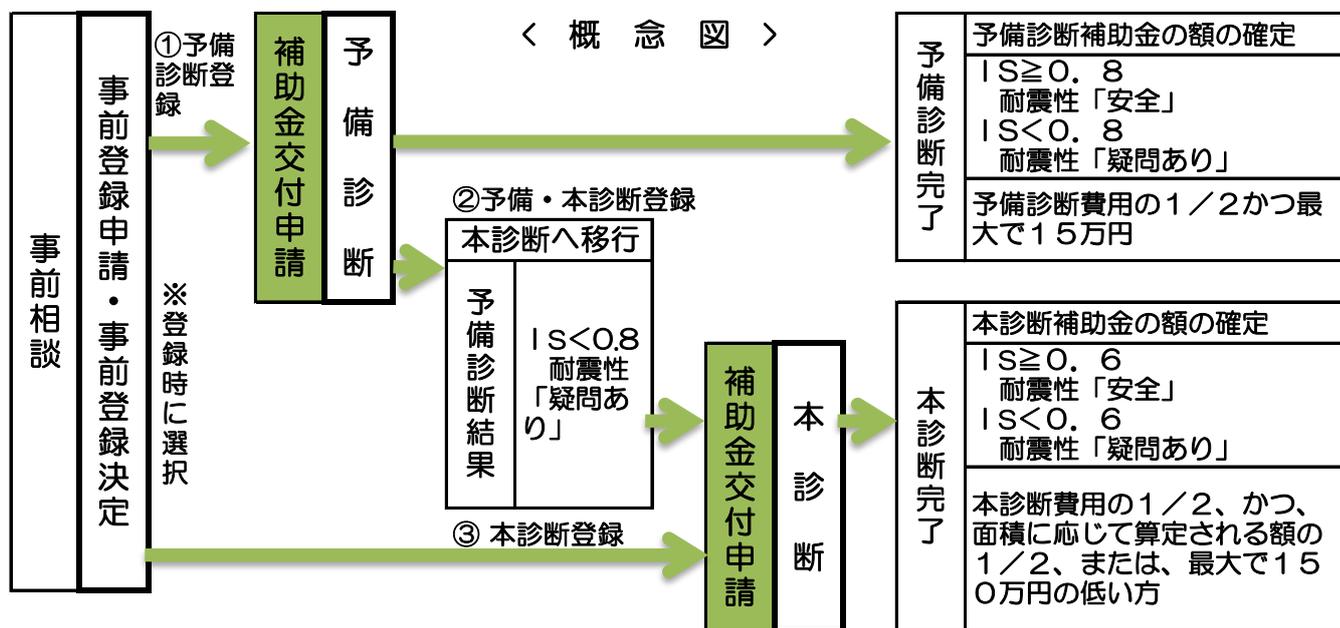
○本診断とは

(財)日本建築防災協会の各既存建築物の耐震診断基準に定める第2次診断法以上と同等と認められる診断によって、建築物の耐震性を評価し、耐震改修などの必要性の有無を判断する方法とします。（耐震判定評価を含む）

Is ≥ 0.6 「安全（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保している）」

Is < 0.6 「疑問あり」

※Is：耐震診断を行った建物の耐震性能を表しています。

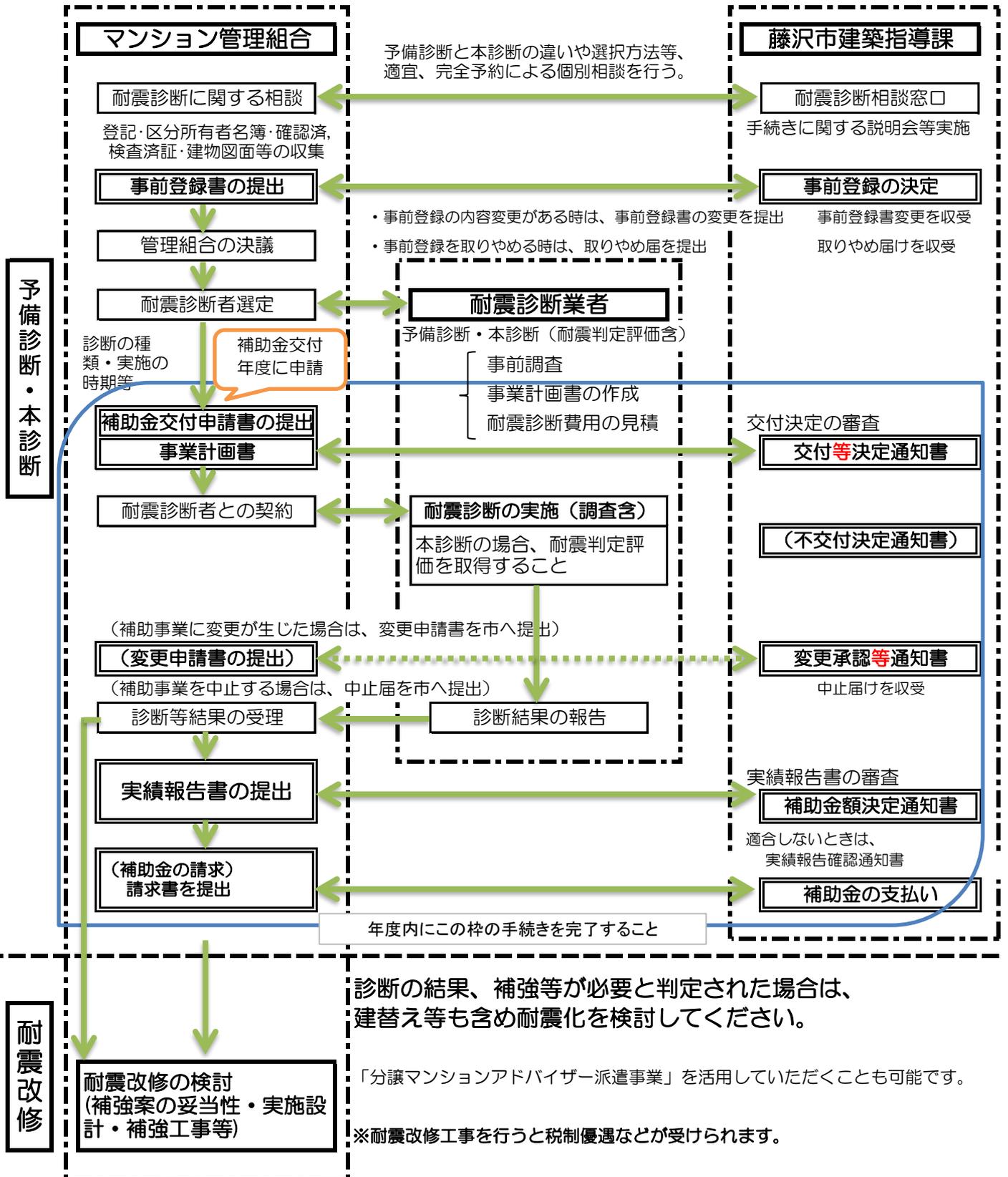


「補助金交付申請」から補助金額の確定～請求～補助金口座振込までを年度内に終わるようにしてください。

＜ 手続きのフロー ＞

☆分譲マンションアドバイザー派遣事業

分譲マンションに適した診断法等について助言を行うアドバイザーを派遣します。





事前登録する前に藤沢市と耐震診断に関する事前相談を行ってください。

＜事前登録書 提出時に必要な書類＞

マンション耐震診断事前登録書（第1号様式）

- (1) 補助対象建築物に係る登記事項証明書等（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）
- (2) 補助対象建築物の区分所有者名簿（氏名・フリガナ・住所）
- (3) 補助対象建築物の住宅部分の戸数のうち2分の1以上の区分所有者が居住していることを確認できるもの
- (4) 補助対象管理組合の代表者を証明する書類（氏名・住所を確認できるもの）
- (5) 補助対象管理組合の規約の写し
- (6) 補助対象建築物の確認通知書の写し又はその内容が確認できるもの
- (7) 補助対象建築物の概要が分かる案内図、配置図、平面図、立面図、断面図（確認申請時の図面及び現況図）
- (8) その他必要書類（委任状など）

＜補助金交付申請書 提出時に必要な書類＞

マンション耐震診断補助金交付申請書（第4号様式）

- (1) マンション耐震診断事業計画書（第5号様式）
- (2) 耐震診断の実施に係る登録組合の決議書の写し
- (3) 滞納調査に係る登録組合の同意書
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かる書類）
- (5) 耐震診断者の所属する事務所並びに個人の登録を証明する書類
- (6) 耐震診断の診断基準、調査項目、その実施方法を示した計画書及び工程表
- (7) その他必要書類（委任状など）

※事前登録の内容を変更しようとするときは、変更の内容に関する必要書類

＜変更申請書 提出時に必要な書類＞

マンション耐震診断補助金変更申請書（第8号式）

※補助事業の内容を変更しようとするときは、変更の内容に関する必要書類

＜実績報告書 提出時に必要な書類＞

マンション耐震診断完了実績報告書（第11号様式）

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
 - (2) 耐震診断の実施に関する調査写真
 - (3) 耐震等の実施に関する契約書の写し
 - (4) 耐震診断等費用の支払いを完了する内容を証明する書類の写し（領収証等）
- 本診断(耐震判定評価を含む。)の場合は、次に掲げる書類も必要です。
- (5) 耐震判定評価を受けるにあたり必要とした調査報告書
 - (6) 耐震判定評価の結果が記載されたものの写し

＜事前登録取りやめ届 提出時に必要な書類＞

マンション耐震診断事前登録取りやめ届（第3号の2様式）

マンション耐震診断補助金事前登録等決定通知書

＜耐震診断中止届 提出時に必要な書類＞

マンション耐震診断中止届（第10号様式）

マンション耐震診断補助金交付等決定通知書